

# 西春日井消防 広報

# 119

第3号

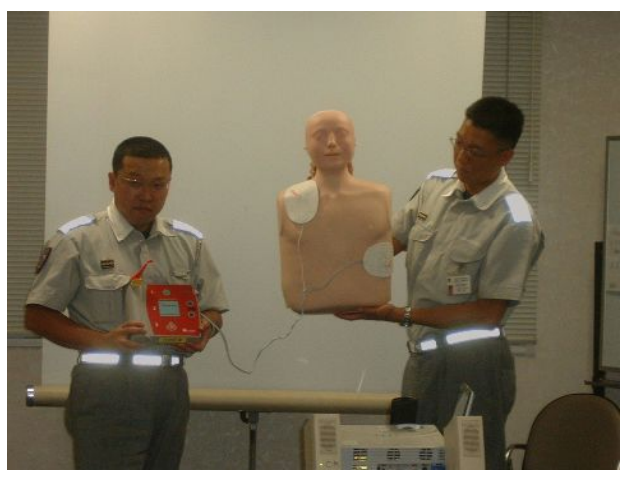


## AED (自動体外式除細動器)の講習始まる!

従来から実施していた普通救命講習会のカリキュラムの中に平成17年4月から「AED (自動体外式除細動器)の取扱方法」が追加されました。

西春日井広域事務組合消防署では、定期的に講習会を開催していますので、ぜひ受講してください。

講習案内等は各市町広報誌にも掲載されます。



AED (自動体外式除細動器)とは?

AED (Auto External Defibrillator)とは、コンピューターによって、傷病者の心臓のリズムを自動的に調べて、除細動(電気ショック)が必要かどうかを決定するとともに、操作方法を音声メッセージで指示してくれる機器です。

不特定多数の人々が集まる場所や大きなイベント会場などに配備が進められています。

「愛・地球博」会場にも、約100台が設置されていて心肺停止された方が社会復帰されています。



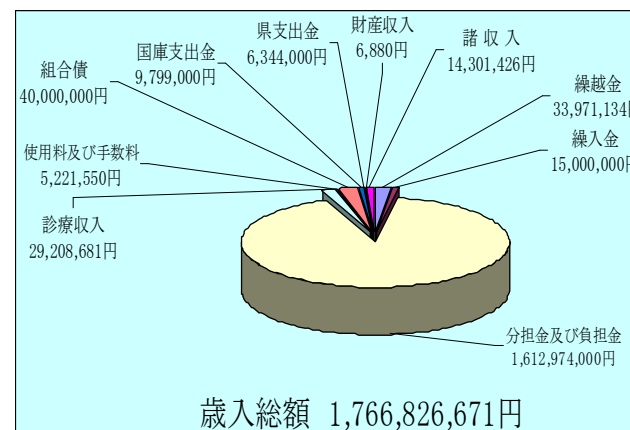
## 火事と救急は119番

西春日井広域事務組合

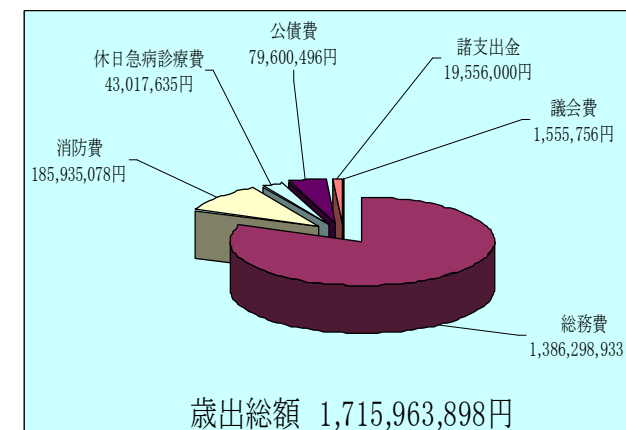
消防本部・東消防署	西春日井郡師勝町大字井瀬木字狭場15番地	Tel0568-22-2511
東消防署西春出張所	西春日井郡西春町大字西之保字光明田68番地	Tel0568-24-0119
西消防署	清須市西田中白山88番地	Tel052-409-2119
東部休日急病診療所	西春日井郡西春町大字九之坪白山39番地	Tel0568-23-0122
西部休日急病診療所	清須市西枇杷島町花咲84番地	Tel052-503-8277

## 平成16年度一般会計歳入歳出決算の概要

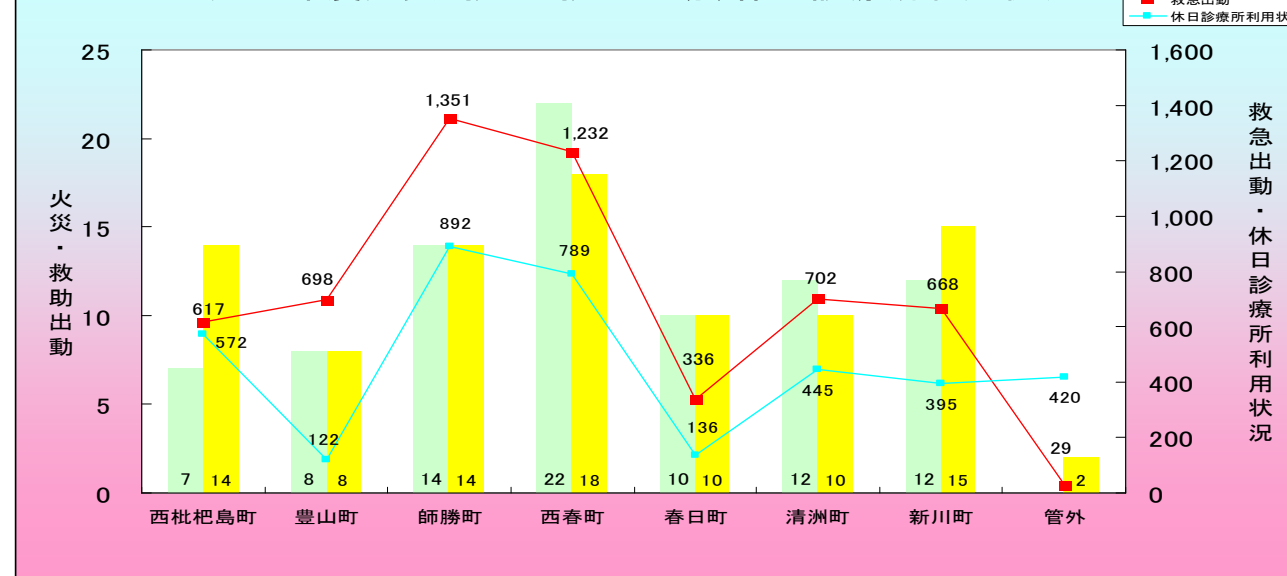
(歳入)



(歳出)



## 平成16年度火災・救急・救助出動、休日診療所利用状況



## 携帯電話による119番通報についてのお知らせ

平成17年11月1日から携帯電話での119番通報が各市町村を管轄する消防本部につながります。しかし、通報場所の電波状況や移動しながらの通報は他の消防本部につながることもあります。この場合は、災害発生場所を管轄する本部につながらなすこととなりますので、「災害発生場所(住所)」を、ハッキリと通報してください。

- ※ 災害発生場所(住所)がわからない場合は、場所(住所)のわかる人にかわってください。
- ※ 車など移動中(交通違反です。)の通報はやめてください。通話中に電話が切れたり、交通事故の原因となります。必ず停車し災害発生場所(住所)を確認してから通報してください。
- ☆ 家庭(一般加入電話)・公衆電話からの通報が可能な場合は、出来る限りその電話を使用してください。通報を受ける消防本部が容易に災害発生場所(住所)を確認することができます。

発行(平成17年10月1日)

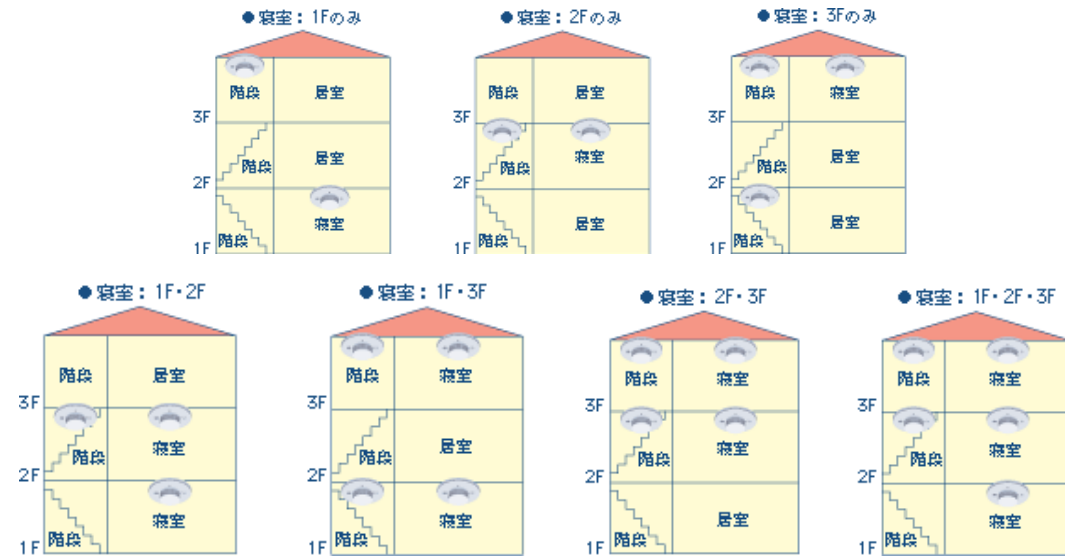
西春日井広域事務組合消防本部・総務課

西春日井郡師勝町大字井瀬木字狭場15番地

電話番号 0568-22-4912



3階建て



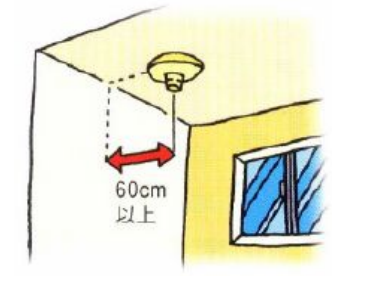
住宅用防災機器を設置する必要がなかった階で寝室を除く居室（7㎡以上）が5以上ある場合



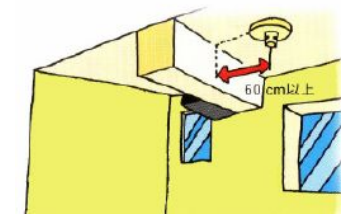
このマークのある場所に住宅用防災機器が必要です。

☆ 住宅用防災機器の設置位置

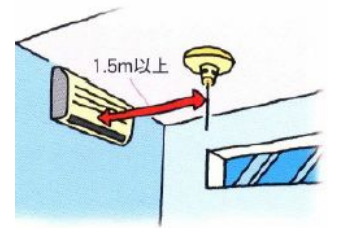
住宅用防災機器の中心を壁から60センチ以上離します。



はり等がある場合は、住宅用防災機器の中心からはり等を60センチ以上離します。



換気扇やエアコン等の吹き出し口から1.5メートル以上離します。



悪質な訪問販売に注意しましょう！

消防本部（消防署）では、住宅用防災機器を直接販売したり、販売を業者に委託することはありません。悪質な訪問販売（不適正な価格・無理強い販売など）に注意してください。

問合せ先：西春日井広域事務組合消防本部 予防課 建築指導係  
電話 0568(22)2511

全国火災予防統一標語

「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」

お知らせ “住宅用防災機器の設置が義務化されます”

消防法の改正に伴い、本組合火災予防条例の一部を改正いたしました。これによって全ての戸建住宅や共同住宅（自動火災報知設備が設置されているものを除く。）に住宅用防災機器の設置が必要となります。なお、設置時期については、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日からとなります。

☆ 住宅用防災機器とその必要性

住宅用防災機器とは、火災により発生する煙を感じて警報を発するものです。

住宅火災による死者数は急増しており、死者の半数以上が高齢者となっています。また、死に至った原因の7割が「逃げ遅れ」ということから（図1参照）、住宅用防災機器を設置することにより早く火災に気付いてもらい、逃げ遅れを無くしようというものです。

「住宅火災による死者」の約7割が逃げ遅れによるものです。

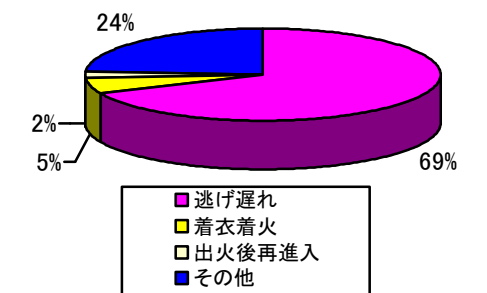


図1 住宅火災による死者の状況

☆ 米国における普及状況とその効果

米国では、設置義務化等による住宅用防災機器等の普及に伴い、住宅火災による死者数が1970年代の6,000人程度から近年では3,000人を下回っており、図2のように推移しています。

これは、住宅用防災機器等の普及により、住宅火災による死者数が減少の一途をたどったことを表しており、住宅用防災機器による死者減少の効果がわかります。

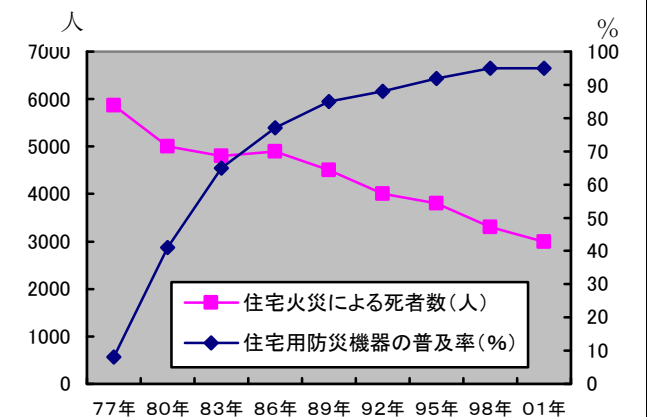


図2 米国における普及率及び死者数の推移

☆ 住宅用防災機器の設置場所

住宅用防災機器を設置しなければならない主な場所は、寝室（就寝に使用する部屋）及び寝室に使用する部屋がある階の階段部分です。

寝室は、就寝に使用する部屋ですので、就寝を伴う子供部屋及び老人の部屋にも設置が必要です。

設置例

